

令和7年度 年末たすけあい募金助成基準

1 募集時期	令和7年10月15日（水）～10月31日（金） ※土日祝を除く9時～17時
2 目的	身近な地域でより安心な生活を求め、地域福祉を推進していくために「年末たすけあい」募金より対象となる事業に助成を行うことを目的とします。
3 助成内容	団体が事業を行うための事業費助成
4 対象事業実施期間	令和7年11月15日（土）～令和8年1月15日（木）までに実施し、 令和8年1月26日（月）までに報告出来る事業
5 対象団体	（1）地域福祉を推進することを目的としている団体で、西区内を中心とした活動をする団体 （2）西区内に活動拠点をおき、西区の障害福祉推進のために事業を行なう障害当事者及び家族団体（単一家族で構成される団体は除く） （1）と（2）の団体で次の条件a～eをすべて満たす団体。 a. グループの構成人数が5名以上で、年間3回以上の活動実績がある団体 b. 非営利である団体 c. 3ヶ月以上の自主活動実績がある団体 d. 情報公開に応じられる団体 e. 年末たすけあい募金を財源としていることを周知出来る団体
6 助成金額	対象経費の4／5まで。ただし、助成上限額は5万円とする。 ※申請額の総額が予算を超えた場合は、一定の減額率をもって審査となります。
7 助成対象外経費	（1）アルコール代 （2）出来合いの飲食物代（調理をする為の食材料費は助成対象内経費です） 例：ケーキ ×ケーキを買う ○スポンジ・生クリームを買う （3）打合せに伴うスタッフ等の弁当代・茶菓子代等
8 助成対象と ならない事業	（1）特定個人のみを対象とした事業（例：○○ちゃんを救う会等） （2）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする事業 （3）政治上の主義を推進することを目的とする事業 （4）公的サービス事業 ※公的サービスとは、介護保険指定事業、介護保険基準該当サービス事業、障害者自立支法に基づくサービス、一般行政サービス（在宅生活支援ホームヘルプ事業、自立支援ホームヘルプ事業、介護予防型デイサービス事業、高齢者・障害者食事サービス事業等）、横浜市からの補助委託事業（横浜市民活動推進基金、横浜市民まち普及事業等）、区づくり推進事業等 （5）営利を目的とした事業 （6）公的な助成金をうけている事業 （7）自助を目的とした活動

科目の説明と対象経費・対象外経費

収 入	年末たすけあい助成金		年末たすけあい助成金申込額
	(対象経費の五分の一が必要) 自主財源	サービス利用者の利用料、障害当事者の会費	サービス利用料、障害当事者の会費、利用会員が支払う入会金、年・月会費など
		担い手・ボランティアの会費等	担い手・ボランティアが支払う入会金、年・月会費、賛助金など
		他からの助成金・補助金	年末たすけあい助成金以外の助成金・補助金
		その他	上記以外の収入（寄付金・バザーの収益金など）
支 出	助成対象経費	活動費	活動に関わる交通費、ボランティア謝礼、スタッフ人件費など
		活動場所の維持費	施設利用料・活動場所の光熱水費等
		会議費	申請事業に関する打合せの施設利用料、会議に伴う経費（飲食経費は対象外）
		物品購入費（食材費含む）	活動に必要な物品の購入経費
		謝金	講演会や研修会、シンポジウムなどにおける謝金、訓練会などの技術指導料
		通信運搬費	郵券代、電話代、インターネット利用料など
		保険料	ボランティア活動保険、行事保険など
		印刷費	会報、イベントの案内、記念誌、シンポジウムの成果、調査研究の成果の印刷経費
	助成対象外経費	アルコール代 打合せ時の茶菓子代等	打合せ等でかかる飲み物・食事代等